

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その14～

遺言書に付言事項を記載し遺留分侵害額の請求の順序を指定しておく**● 遺言に付言事項を記載しておく**

付言事項とは、遺産の処分などの法律行為以外のことで言い残したいことなどを遺言書に書くことです。付言事項そのものに法的な効力はありますが、遺言者の気持ちを相続人に伝えることができるので、相続人等の紛争を回避し、遺言の円滑な実現を図るうえで意義があり有益といわれています。

例えば、法定相続分と大幅に異なる（遺留分侵害のおそれのある）遺言をするに至った動機（例えば、寄与度、扶助・扶養の努力、生前贈与等）をできるだけ具体的に記載して、遺留分権利者の納得を得られるようにし、遺留分侵害額の請求をされないようにするということです。

また、遺留分権利者への特別受益の内容を記載しておくことで、遺留分侵害額の計算が明確になり争いを未然に防ぐことが期待されます。

遺留分権利者の悪口などを付言事項に記載することは、かえってトラブルになる原因となるので控えるようにしましょう。

さらに、遺留分の放棄の許可を受けている相続人がいる場合には、許可通知書は、遺留分の放棄をした者にだけ通知されますので、他の相続人が確認できるように家庭裁判所からの遺留分許可通知書の年月日や事件番号を記載しておくことが肝要です。

● 遺言書に遺留分侵害額の請求の順序を指定しておく

遺言を活用した遺留分対策として、財産を相続（遺贈）させる人が複数いる場合には、遺留分侵害額の請求の分担関係の認定が難しくなりますので、遺留分侵害額の順序の指定を遺言でしておくことが考えられます（民法 1047）。

例えば、受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合には、その贈与が同時にされたものであるときは、指定の相続人等に相続又は遺贈させるべき財産から請求すべき旨を遺言書に記載することができます。

しかし、受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する（民法 1047①一）とされ、受贈者が複数あるときは、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する（民法 1047①三）とされていて、遺言者による別段の意思による指定はできません。

（文責：山本和義）